

令和8年度第1回北見方面斜里警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和8年6月17日（水）午後2時22分から午後3時41分まで

2 開催場所

北見方面斜里警察署 2階道場

3 出席者

(1) 協議会委員 5名（定員6名）

会 長 若松 顕仁

委 員 山枝 祐美

二杉 好郎

大西 知子

平野 桂（リモート参加）

(2) 斜里警察署 5名

署 長 佐藤 充紀

副署長 近藤 彰

刑事・生活安全課長 山下 晃弘

地域・交通課長 鎌田 慎吾

警務係長（事務局）

4 開会

(1) 会長挨拶

(2) 署長挨拶

5 業務概況説明

(1) 斜里警察署管内における交通事故の発生状況（令和8年5月末現在）

(2) 詐欺事件検挙事例（インターネットを利用したクレジットカード詐欺）

6 諮問事項「自転車の交通ルール」に関する質疑応答

(1) 【委員】

自転車の通行ルールについて、中学生が歩道を走ることはルール上問題があるのか教えていただきたい。

【警察】

原則として自転車は車道の左側を通行するルールであるが、例外として13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等は歩道を通行できる。

また、道路工事現場や交通量が多く危険と判断される場合など、やむを得ない場合

は年齢問わず歩道の通行も認められている。

一律直ちに検挙するのではなく、まず交通ルールの説明・指導を行い道路環境を踏まえた上で安全な通行を促すこととしている。

(2) 【委員】

追い越し禁止区間(黄色実線)の場所で、前に自転車がいる場合の正しいルールを周知してほしい。

【警察】

自動車等が自転車の右側を通過するときは、目安として1メートル程度の間隔を空けるか、時速20から30キロメートル程度に減速することとなっているが、黄色実線の中央線をはみ出して追い越してはいけないとなっているので、交通の円滑を阻害しないために自転車を運転する人にもルールを理解してもらい、後ろに車が来ている場合は一度左側端に寄って止まって進路を譲る等、自動車と自転車両方の運転者がマナーを守っていただくことが必要と考えている。

7 要望意見に対する回答

(1) 【委員】

小清水町で平日に覆面パトカーで取締りをしてもらっているのはありがたいのですが、できれば交通量の増える土日祝日にこそ取締りを行ってもらいたい。

【警察】

土日祝日の交通量増加に合わせた取締りの必要性については認識しており、覆面パトカー等による取締りと併せて警察署での警戒も強化していく。

(2) 【委員】

野上峠の駐車帯付近で夜間にドリフト走行を行う車両が見受けられ、危険であるので取り締まってほしい。

【警察】

駐車帯付近でのドリフト走行については、重大な事故につながる危険な行為であり、情報を共有して、夜間の警戒・取締りを強化していく。危険な運転を見かけた場合には積極的な通報もお願いしたい。

8 連絡事項

次回開催予定（9月下旬）

9 閉会